

障害者自立支援法の抜本的な見直しを求める件

障害者に対する施策は、支援費制度から平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法へと改正されました。新たに導入された「定率負担」は、障害者・家族、支援者らの大きな懸念を招き、2 度の特別対策が打たれているところです。

障害者自立支援法は、身体・知的・精神の 3 障害の福祉施策の一元化が図られているという点では評価できるものの、法案審議の過程で付された附帯決議にかかる諸項目など、来年の見直しに際しての課題は多いと思われます。さらに、これまで地域内での取り組みの中で拡充してきた、自立生活の確立も課題となっています。

そのため、障害者自立支援法の来年度における見直しに際しては、低所得者層へのより一層の配慮をし、当事者意見を反映できる仕組みを確保し、就労支援施策をさらに充実させるなど十分留意する必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、障害者にとって必要なサービス利用が引き続き確保され、「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」という障害者自立支援法の理念が達成されるよう、下記の事項について措置を講ずるよう強く求めます。

記

- 1 利用者負担のあり方やサービス体系を含む報酬のあり方をはじめ、障害者自立支援法施行後 3 年の見直しに関する社会保障審議会障害者部会における議論を真摯に受け止め、関係法律・制度の改正を早急に行うこと
- 2 具体的な制度の改正にあたっては障害者の視点に立ち、地域生活の実情を踏まえ、障害者の生活を真に支えるものにする
- 3 いつでもどこでも必要なサービスを利用することができるよう、障害福祉サービス基盤の充実のための財政措置に加え、地域生活支援事業については、地域の実情に応じ、市町村の積極的な取り組みが可能となるよう十分な財政措置を講ずること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 12 月 18 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣 様

仙台市議会議長 赤間次彦